

その他の関連する取組等について

母子保健情報のデジタル化について

母子保健情報のデジタル化について

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会について

- 母子健康手帳の様式については社会情勢の変化や保健医療福祉制度の変化等に伴い改正を行ってきた。
- デジタル化が進む中で、平成30年度に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を開催し、電子化すべき情報等について中間報告書がとりまとめられ、令和2年度からはマイナポータルを通じて本人が閲覧できる仕組みとしたところである。一方で、母子保健情報について、乳幼児健康診査の内容の標準化や、情報の連携や利活用の在り方等については引き続き検討が必要な事項とされている。
- このような社会的状況の変化等を踏まえ、今般、母子健康手帳、母子保健情報等に関して検討を行うことを目的とし、学識経験者・関係団体代表者等の協力を得て、厚生労働省子ども家庭局長の下に、本検討会を開催するものとする。

構成員

安宅 満美子	とりこえ助産院 助産師 (公益社団法人日本助産師会 推薦)	中山 まき子	同志社女子大学現代社会学部 特任教授
石田 淳子	府中市子ども家庭部 子ども家庭支援課長・子ども家庭支援センター所長 (全国保健師長会 推薦)	濱田 圭子	兵庫県但馬県民局朝来健康福祉事務所 健康参事・地域保健課長 (公益社団法人日本看護協会 推薦)
伊藤 早苗	岐阜県輪之内町福祉課長・保健センター 所長 (全国町村会 推薦)	三浦 清徳	長崎大学大学院医歯薬総合研究科産科婦人科学教室 教授 (公益社団法人日本産婦人科学会 推薦)
◎ 岡 明	埼玉県立小児医療センター 病院長	三平 元	医療法人社団すこやかおやこ 理事長 (公益社団法人日本小児科医会 推薦)
小林 徹	国立研究開発法人国立成育医療研究センター臨床研究センターデータサイエンス部門 部門長	森田 圭子	特定非営利活動法人ホームスタートジャパン 代表理事
末松 則子	三重県鈴鹿市長	山縣 然太郎	山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座 教授
鈴木 俊治	日本医科大学女性生殖発達病態学大学院 教授 (公益社団法人日本産婦人科医会 推薦)	山本 秀樹	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
永光 信一郎	福岡大学医学部小児科 主任教授 (公益社団法人日本小児科学会 推薦)	渡辺 弘司	公益社団法人日本医師会 常任理事

(50音順・敬称略。◎は座長)

主な論点

- ・ 母子保健情報の電子化や自治体の電子的母子保健ツールの導入、任意様式の情報量等の現状を踏まえ、母子健康手帳の電子化、紙と電子の役割についてどう考えるか。
- ・ 母子健康手帳の役割 について、どのように考えるか。
- ・ 多胎児、低出生体重児、障害のある子ども、外国人家庭等 多様性に配慮した情報提供や父親の育児を推進する方策について、どのように考えるか。
- ・ 母子健康手帳に反映すべき近年の制度改正等の動きやエビデンスはあるか。

スケジュール

- (1) 母子健康手帳の見直し方針について (夏頃を目途に検討)
⇒ **令和5年度以降、各市町村において新様式の母子健康手帳を交付**
- (2) 電子化すべき乳幼児健診等の母子保健情報について (年度内に方向性を検討)

「母子健康手帳の見直し方針について※」の概要

※母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会中間報告書（令和4年9月20日）

1. 全体的な事項について

(1) 母子保健情報・母子健康手帳の電子化について

- ・現状：令和2年度以降、マイナポータルを通じて一部は閲覧可能
- ・今後の対応：
 - ・母子保健分野に係る国民の利便性の向上、地方公共団体や医療機関の事務負担の軽減等を図るため、**令和7年度を目標時期として**地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化が進められていることも踏まえ、マイナンバーカードを活用した**母子健康手帳のデジタル化に向け、環境整備**を進めていくことが適当
 - ・**令和5年度以降**、保護者に対する育児等の情報 **（任意様式）について、主として電子的に提供**することが適当

(2) 名称について

- ・父親の育児参加等の観点から変更すべきとの意見の一方、現在の名称の定着を理由に変更すべきでないとの意見
⇒ **「母子健康手帳」の名称は変更しない**
- ・複数の自治体で既に他の名称を併記 ⇒ 市町村が独自に名称を設定し併記できる旨を、今後厚労省において周知

2. 個別の事項について

母親

- ・心や体のことで悩みがある場合に地域の**子育て世代包括支援センター等に相談するよう促す記載**を追加
- ・**産後ケア事業に関する記録欄を追加**し、関係者間での実施状況等の共有を推進
- ・妊婦健診の標準的な**検査の内容や意義等について情報提供を充実**、検査陽性の場合に精密検査等を促す趣旨の記載を追加

父親や家族

- ・**父親や家族が記載する欄を増加**
- ・家族の多様性を踏まえ、**適切な範囲で「保護者」という表現に改定**

子ども

- ・成長発達の目安の記載項目について、両親が不安にならないよう注釈を追加。あわせて、追加する項目の考え方を整理
- ・妊娠・新生児・乳幼児・学童期・思春期にいたる継続性の観点から、任意様式に**学童期以降の健康状態の記録欄**を追加

その他

- ・多言語版の母子健康手帳、低出生体重児向けの成長曲線等の充実等、**多様性に配慮した情報提供を充実**
- ・妊婦や保護者を自治体などの必要な支援に適切につなげられるよう、**相談窓口の連絡先等をわかりやすく情報提供**
- ・災害時への対応として、**避難場所の連絡先や平時からの備えなどについて情報提供**

「母子保健情報のデジタル化について※」の概要

※母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会報告書（令和5年3月14日）

1. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

現状：H30年検討会にて母子保健情報（妊婦健診、3～4か月・1歳6か月・3歳児健診の一部）の標準的な電子的記録様式を策定、R2年度からマイナポータルで閲覧可能

➡ マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化を推進する観点から、**マイナポータルで閲覧できる母子保健情報を拡充**

＜現時点で新たに追加すべき情報（例）＞ ※こども家庭庁における議論の進捗等を踏まえて引き続き更なる追加を検討

妊産婦の情報：妊娠中の喫煙・飲酒、感染症検査、産婦健診、産後ケア事業、EPDS等のアセスメントの実施

※あわせて、以前から電子化の対象だった妊婦健診情報について、市町村が必ず電子化する情報に指定

乳幼児の情報：新生児訪問指導等、屈折検査（3歳児健診）、歯の汚れ・形態・色調（1歳6か月・3歳児健診）

※あわせて、①自治体独自の乳幼児健診の情報を記録可能に、②以前から電子化の対象だった先天性代謝異常等検査・新生児聴覚検査について、市町村が必ず電子化する情報に指定

2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

* 今後、将来的なデジタル化の進展等を見据え、現行のプロセスを前提としない情報のやり取りの仕組み等について検討・検証を考慮すべき

乳幼児健診（個別健診）を例に現行の情報プロセスごとに整理*⇒ 今後、母子保健情報デジタル化実証事業等を通じて対応策等を検討

	現行のプロセス	主な課題
健診情報の流れ	保護者が問診票に回答～医療機関で確認	問診票が紙で運用⇒問診票の確認までにタイムラグ
	健診実施～自治体への結果報告	紙で結果報告、医療機関から自治体に情報を電子的につなぐ仕組みがない
	報告された結果のデータ化	83.5%の市町村で職員がデータ入力⇒業務負担、システムの財源確保が課題
	データの情報管理	データの保存期間などの保管・管理の仕組みが未整備※
	データの利活用	データ分析の人材確保が困難、個人情報の取扱いなどの仕組みが未整備※
	マイナポータルへの情報登録～閲覧	閲覧可能な母子保健情報の充実が必要

※医療DXの議論で全国医療情報プラットフォームについて検討されており、他分野での議論の状況を踏まえた対応が必要

母子保健情報の標準的な電子的記録様式の主な項目

※赤字は市町村が必ず電子化する項目
(最低限電子化すべき項目)

電子化済みの項目

新たに電子化する項目

妊産婦の情報

妊婦健診	<各回の妊婦健康診査において実施する事項> 体重測定、妊娠高血圧症候群の精査等 <必要に応じた医学的検査の結果> 血液型、ヘモグロビン等の血液検査、肝炎及び風疹等の感染症検査、 子宮頸がん検診等 <妊娠中と産後の歯の状態> 要治療のむし歯、歯の炎症等 <妊娠中の経過> 受診回数、妊娠週数等 <出産の状態> 妊娠期間、分娩方法等 <出生時の児の状態> 体重、身長等
産婦健診	※これまで電子化の対象外
産後ケア	
アセスメント	

<妊婦の健康状態> 妊娠中の喫煙、飲酒 <感染症検査等> 肝炎及び風疹等の感染症*、 HIV抗体等の性感染症等 <妊娠中の経過>* 受診回数*、妊娠週数*等 <出産時の児の状態>* 体重*、身長*等
子宮復古、体重、血圧等
実施日、方法
EPDS等の実施日及び点数



乳幼児の情報

基本情報	<妊娠及び分娩歴> 妊娠中の高血圧や尿糖の有無、出生時体重や身長 <発達> 笑う、定頸、発語、独歩等		
新生児スクリーニング	先天性代謝異常等検査 新生児聴覚検査		
新生児訪問指導等	※これまで電子化の対象外		
3～4か月児健診	健診受診日、 健診受診時年月齢、 体重、身長等 診察所見（精神発達 や運動機能等）・判定 栄養	(歯科健診の実施なし)	股関節開排制限、斜頸等
1歳6か月児健診		歯科所見（むし歯 等）・判定 精密健康診査（受 診日等）	視覚、聴覚、離乳
3歳児健診			検尿、 眼科所見・判定 耳鼻咽喉科所見・判定
他の乳幼児健診		※これまで電子化の対象外	

※対象項目なし
先天性代謝異常等検査* 新生児聴覚検査*
日齢、体重、身長、栄養法等
精密健康診査（受診日等）
歯科所見（歯の汚れ、歯の形態・ 色調）
屈折検査 歯科所見（歯の汚れ、歯の形態・ 色調）
健診受診日、体重、身長、 精密健康診査（受診日等）等



*これまで「標準的な電子的記録様式」に含まれたが、
今回「最低限電子化すべき項目」に追加する項目

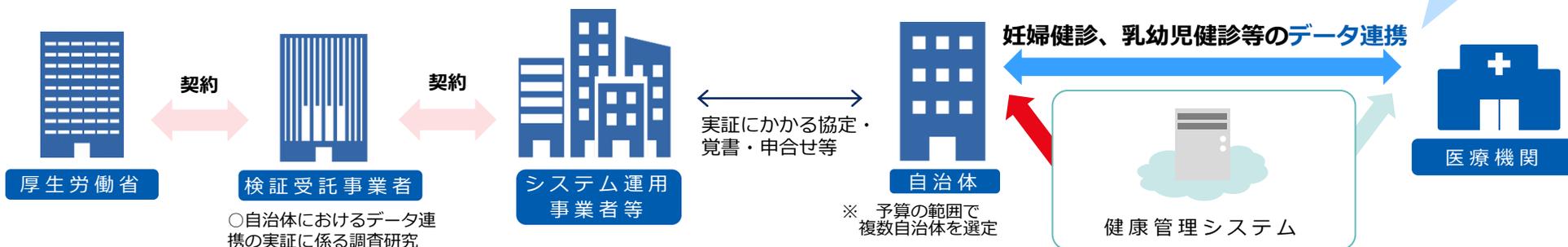
1 事業の目的

- 現状、妊婦健診、乳幼児健診の結果等については、実施者が母子健康手帳に記入するとともに、自治体が医療機関から提供された健康診査の結果等を、健康管理システムやマイナポータルの中間サーバーに登録しているが、自治体における登録までには数ヶ月かかっており、速やかな母子保健情報の電子化・閲覧ができていない状況にある。
- このため、モデル的に複数の自治体において健康管理システムの改修や民間アプリの活用等によるデータ連携等を行い、母子健康情報のデジタル化の課題等を検証した上で、全国展開に向けた検討を行う検証事業を実施する。

母子健康手帳のデジタル化のためには、医療機関の情報のデータ連携が必要

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 予防接種デジタル化事業の実施状況を踏まえつつ、母子健康情報デジタル化の全国展開に向けた検証事業を実施する。



(事業の流れ)

- ① データ連携の実証事業に係る調査研究を行う事業（検証受託事業者）の調達
- ② 本実証事業に参加を希望する自治体を公募
- ③ 当該自治体が連携するシステム運用事業者等と検証受託事業者との間で契約
⇒ 検証実施

<自治体と医療機関の連携>

- ▶パターン① 自治体の健康管理システムの改修
- ▶パターン② 医療機関の電子カルテシステムの活用
- ▶パターン③ PCやタブレット端末の活用

<自治体と妊産婦等との連携>

- ▶パターン④ 母子保健アプリや母子保健情報の電子化ツールの導入



PHRとして
妊婦健診記録等を把握

※ PHRの観点より、個人が自らの保健医療情報を管理できるように、マイナポータルを活用した情報共有・連携について検討すること。

3 実施主体等

- 【実施主体】民間団体（公募により決定）
- 【補助率】定額

母子保健情報のデジタル化とデータの利活用を推進するための研究

※こども家庭庁における科学研究費補助金にて実施

1 目標

- 母子保健情報の各プロセスについて、現状の把握を行った上で課題を整理し、課題に対する実現可能な対応策の検討や提示を行い、母子保健情報のデジタル化、DX化に向けた施策の検討に資する知見を得ることを目標とする

2 求められる成果

- 母子保健情報の発生から利活用に至るまでの一連の流れ（妊婦健診や乳幼児健診等の健診等実施時の結果の記録、医療機関から自治体への情報共有、（紙媒体等で提供された場合等の）情報の電子化、情報の管理、行政等によるデータの利活用、といったプロセスや、医療機関のカルテ情報等の情報との連結、個人情報保護法に係る適切な対応、母子保健情報のデータ規格の標準化の推進等の取組、など）について、医療機関や自治体等における各プロセスの現状を明らかにし、課題を分析し、提示すること。
- 自治体や民間事業者のヒアリングや事例収集等を通じて、上記で整理した各プロセスにおける課題に対する実現可能な対応策を、複数パターンで検討・提示すること。
- 自治体等の行政が保有する母子保健情報を実際に利活用することにより、母子保健情報の具体的な利活用事例を複数提示すること。また、その他、実現可能な母子保健情報の利活用の方法について整理し提示すること。
- 自治体等の行政が保有する母子保健情報を、自治体や国において事業や政策等に利活用する方法の検討と利活用する際のマニュアルや支援ツールを作成すること。

3 研究費の規模等

- 研究費の規模：1課題当たり年間20,000千円程度※（間接経費を含む）
- 研究実施予定期間：令和5年度～令和7年度
- 新規採択課題予定数：1課題程度※

※ 研究費の規模等はおおよその目安。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがある。

參考資料

データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書（概要）

【経緯】

- 2018年1月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」のもとに、新たに「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームが設置され、乳幼児期、学童期を通じた健康情報の利活用等について検討を進めることとなった。
- これを受け、同年4月に子ども家庭局長の下に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を設置し、乳幼児健診及び妊婦健診の健診情報の電子的記録様式の標準化及び電子化に関する検討を行った。

政府方針

乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組む。

（経済財政運営と改革の基本方針 平成30年6月15日閣議決定）

P H R（Personal Health Record）について、平成32年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。そのため、予防接種（平成29年度提供開始）に加えて、**平成32年度から特定健診、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す。**（未来投資戦略2018 平成30年6月15日閣議決定）

【中間報告書の主な内容】

1. 電子的に記録・管理する情報

- 乳幼児健診（3～4か月、1歳半、3歳）及び妊婦健診の健診情報にかかる「標準的な電子的記録様式」及び「最低限電子化すべき情報」を検討。

乳幼児健診・妊婦健診で把握される情報



標準的な電子的記録様式

最低限電子化すべき情報

	概要	例
標準的な電子的記録様式	本人又は保護者が自己の健康管理のために閲覧する情報で、市町村が電子化することが望ましい情報。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病及び異常の診察所見 ・ 新生児聴覚検査に関する情報 ・ 風疹抗体検査に関する情報
最低限電子化すべき情報 ※妊婦健診は対象外	転居や進学の際に、他の市町村や学校に引き継がれることを前提として、市町村が必ず電子化する情報。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各健診時における受診の有無 ・ 診察所見の判定に関する情報

2. 電子的記録の利活用について

「マイナンバー制度により管理」「特定の個人を識別する識別子はマイナンバー」

マイナポータルでの閲覧

市町村間での情報連携

（背景）・ 健診の実施主体たる市町村において情報が保有・管理されている
・ マイナンバー制度に係る情報インフラが全国的に整備されている



- 生涯を通じた P H R 制度構築の観点から、医療機関等においては、健診情報等をマイナンバーにより管理することになっていないことも踏まえ、医療情報も含めた個人の健康情報を同一のプラットフォームで閲覧する方法等について今後検討が必要。
- 現状、学校そのものは、マイナンバー制度において番号利用を行うことができる行政機関、地方公共団体等として位置づけられていないため、学校健診情報と母子保健情報の連携に当たっては検討が必要。
- 市町村が精密健康診査対象者の精密健康診査結果を確認する際に、医療機関から返却される精密健康診査結果を効率的に照合する等の活用を進めることを念頭に、被保険者番号も把握する方向。

3. 今後の検討事項

- 引き続き検討が必要とされた主な課題。
 - ・ 電子的記録の保存年限
 - ・ 電子的記録の保存形式の標準化
 - ・ データ化する項目の定義や健診の質の標準化
 - ・ 学校健診情報との連携について
 - ・ 任意の予防接種情報の把握について
 - ・ 市町村における母子保健分野の情報の活用の在り方について
 - ・ ビッグデータとしての利用について
 - ・ 個人単位化される被保険者番号の活用にかかる検討も踏まえた医療等分野における情報との連携について など

(参考) データヘルス改革に関する工程表

第8回データヘルス改革推進本部
(令和3年6月4日)資料1より抜粋

- マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報を把握できるようにするとともに、UI（ユーザーインターフェース）にも優れた仕組みを構築する。
また、患者本人が閲覧できる情報（健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等）は、医療機関や介護事業所でも閲覧可能とする仕組みを整備する。
→ これにより、国民が生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できるようになるとともに、医療機関や介護事業所においても、患者・利用者ニーズを踏まえた最適な医療・介護サービスを提供することが可能になる。

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備	健診・検診情報							
	乳幼児健診・妊婦健診	●	マイナポータルで閲覧可能（2020年6月～）					
	特定健診		●	マイナポータルで閲覧可能（2021年10月～）				
	事業主健診（40歳未満）		法制上の対応・システム改修			●	マイナポータルで閲覧可能（2023年度中～）	
	自治体検診 がん検診、骨粗鬆症検診 歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診		データ標準化、システム要件整理	システム改修		●	マイナポータルで閲覧可能（2022年度早期～）	
	学校健診（私立等含む小中高大）		標準的な記録様式の策定	実証実験、システム改修		システム整備でき次第、随時提供開始		●
	予防接種 定期接種 A類：ジフテリア、百日せき等 B類：高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌	●	2017年6月以降の定期接種歴はマイナポータルで閲覧可能（2017年6月～）					
	安全・安心な民間PHRサービスの利活用の促進に向けた環境整備		ガイドライン整備	●	マイナポータルと民間PHR事業者のAPI連携開始（2021年度早期～）		●	適切な民間PHRサービスの提供に向けて第三者認証制度等の運用開始（2023年度～）
より利便性の高い閲覧環境の在り方の検討			●	マイナポータルの利便性向上に向けた取組		●	検討結果を踏まえた措置（2024年度以降順次～）	

マイナポータルで閲覧可能（2022年度中～）
※2024年度中に全国の学校で対応

※新型コロナワクチンについては、ワクチン接種記録システム（VRS）を開発・運用
※可能な限り早い段階で、新型コロナワクチンについても閲覧可能に

ヒストリカルな健康情報にアクセスしやすい仕組みなど、利便性の高い閲覧環境の在り方を検討（マイナポータル以外の方策を含む）
※可能なものから2024年度を待たずに順次閲覧可能に

デジタル田園都市国家構想交付金について

デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和4年度2次補正予算額 800億円

事業概要・目的

- 「新しい資本主義」の加速のため、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付け、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、強力に推進する。
- また、マイナンバーカードの普及状況を交付審査に反映するとともに、利用シーン拡大の取組を積極的に支援する。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

【デジタル実装タイプ】

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、以下の取組を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要な経費を支援。

- ・他の地域で既に確立されている優良モデル等を活用した実装の取組（優良モデル導入支援型（TYPE1））
- ・デジタル原則とアーキテクチャを遵守し、オープンなデータ連携基盤を活用する、モデルケースとなり得る取組（データ連携基盤活用型（TYPE2））
- ・新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓に資する取組（マイナンバーカード高度利用型（TYPE3））
- ・現にマイナンバーカード交付率が高い団体における、全国への横展開モデルとなるカード利用の先事例構築に寄与する取組（マイナンバーカード利用横展開事例創出型）
- ・「転職なき移住」を実現するとともに、地方への新たなひとの流れを創出する取組（地方創生テレワーク型）

【地方創生拠点整備タイプ】

デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

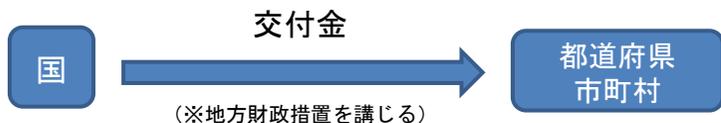
（民間事業者の施設等整備に対しての間接補助）【拡充】

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の一部を交付することを可能とする。

期待される効果

- 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組（デジタル技術の活用等を含む）を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。

資金の流れ



(注1) デジタル実装タイプの交付割合は以下の通り。

- ・TYPE1及びTYPE2 : 1/2
- ・TYPE3 : 2/3
- ・マイナンバーカード利用横展開事例創出型 : 10/10
- ・地方創生テレワーク型 : 3/4又は1/2

(注2) 地方創生拠点整備タイプの交付割合は1/2。

デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプの採択結果

- デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプの採択結果は、
計994団体で、事業件数は計1847件、交付対象事業費は計656億、国費ベースで計381億円。

	団体数	事業件数	交付対象事業費 (億円)	国費ベース (億円)
全体計	994	1,847	656	381
TYPE 1	847	1,687	456	228
TYPE 2	24	24	52	26
TYPE 3	8	8	27	18
マイナンバーカード 利用横展開事例創出型	52	52	88	88
地方創生 テレワーク型	63	76	33	21

(※) 記載の採択額は数値を四捨五入しているため、合計した数値計が全体欄の数値と合わない場合がある。

デジタル実装タイプ1/2/3等：制度概要

目的

デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援

概要

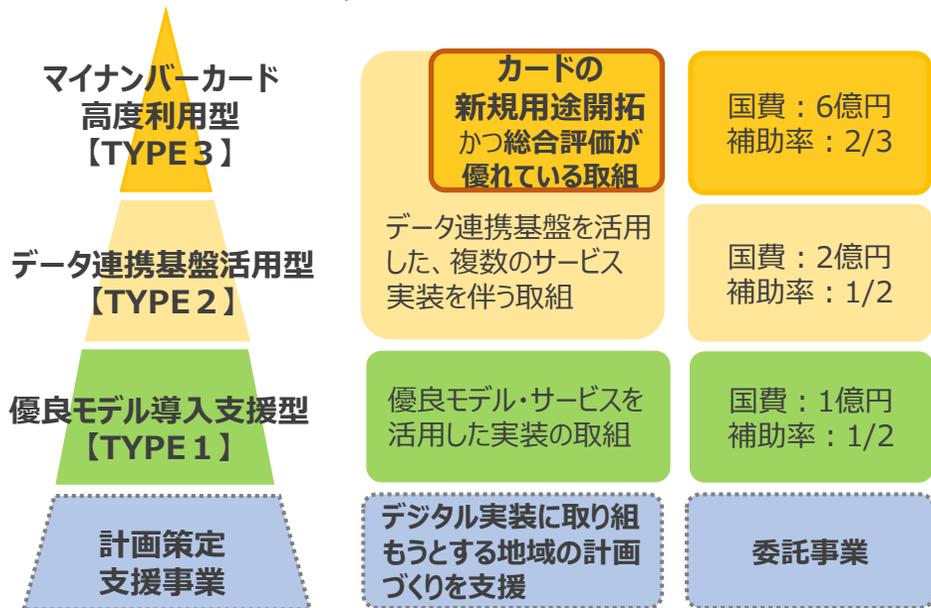
デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援
 【TYPE1】他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組
 【TYPE2】オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る取組
 【TYPE3】（TYPE2の要件を満たす）新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓に資する取組

共通要件

- ① デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む
- ② コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立

詳細

<TYPE別の内容> ※2/3は1団体1申請とすること



<対象事業（一例）>

【TYPE3】
マイナンバーカードで各種市民サービスを利用（図書館利用や避難所の受付等）

【TYPE2】
複数分野データ連携の促進による共助型スマートシティ（会津若松市）

【TYPE1】

書かない窓口

地域アプリ

医療MaaS

ドローン配送

遠隔医療

<その他の新規要素>

- ・マイナンバーカードの利活用促進、スタートアップの活用促進など、国の重要施策を推進する観点からの一定の優遇措置
- ・KPI（デジタル実装1,000団体）達成に向けたボトムアップ支援

※上記の他、R4補正限りの時限措置として、マイナンバーカード利用横展開事例創出型を創設（国費3億円、補助率10/10）

※申請上限数（上記TYPEの合算値）：都道府県9事業 市町村5事業

デジタル実装タイプ：TYPE 1 採択結果 <サマリ>

- デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、他の地域等で既に確立されている優良なモデル等を活用して迅速な横展開を行う地方公共団体の取組を支援（1,687件、約228.1億円（国費）、847団体を採択）

<採択結果>

採択事業件数	1,687件 都道府県 157件 市町村 1,527件（特別区31件含む） 広域連合・一部事務組合 3件
採択金額（国費）	228.1億円 都道府県 32.3億円 市町村 195.3億円（特別区4.8億円含む） 広域連合・一部事務組合 0.5億円
採択団体数	847団体 都道府県 38団体 市町村 806団体（特別区12団体含む） 広域連合・一部事務組合 3団体

<都道府県別 採択団体数・事業件数>

①北海道	58団体 102件	⑬東京都	24団体 54件	⑮滋賀県	12団体 34件	⑰香川県	8団体 9件
②青森県	16団体 25件	⑭神奈川県	21団体 43件	⑯京都府	11団体 18件	⑱愛媛県	13団体 17件
③岩手県	16団体 39件	⑮新潟県	20団体 37件	⑰大阪府	31団体 68件	⑲高知県	12団体 25件
④宮城県	19団体 32件	⑯富山県	13団体 37件	⑳兵庫県	23団体 34件	㉑福岡県	36団体 78件
⑤秋田県	18団体 38件	⑰石川県	17団体 34件	㉒奈良県	13団体 26件	㉔佐賀県	13団体 28件
⑥山形県	14団体 34件	⑱福井県	9団体 22件	⑳和歌山県	11団体 26件	㉕長崎県	14団体 26件
⑦福島県	18団体 51件	㉑山梨県	7団体 7件	㉒鳥取県	12団体 26件	㉓熊本県	31団体 67件
⑧茨城県	15団体 22件	㉒長野県	36団体 69件	㉓島根県	11団体 15件	㉔大分県	10団体 23件
⑨栃木県	12団体 22件	㉓岐阜県	15団体 28件	㉔岡山県	13団体 29件	㉕宮崎県	9団体 22件
⑩群馬県	18団体 25件	㉔静岡県	19団体 42件	㉕広島県	16団体 27件	㉖鹿児島県	18団体 37件
⑪埼玉県	36団体 65件	㉕愛知県	29団体 65件	㉖山口県	15団体 28件	㉗沖縄県	12団体 18件
⑫千葉県	28団体 59件	㉖三重県	12団体 30件	㉗徳島県	13団体 24件		

<事業分野別> ※事業分野別の各集計値は暫定値であり、今後変更となる可能性がある

	採択事業件数	採択金額（国費）	採択団体数
行政サービス	515件	56.1億円	435団体
住民サービス	272件	32.4億円	223団体
教育	133件	31.4億円	126団体
文化・スポーツ	47件	6.6億円	45団体
医療・福祉・子育て	187件	18.5億円	164団体
交通・物流	59件	11.1億円	56団体
防災・インフラ	195件	37.1億円	191団体
農林水産	50件	6.3億円	41団体
産業振興	40件	7.3億円	39団体
観光	62件	8.2億円	56団体
その他	127件	13.2億円	116団体

デジタル実装タイプ：TYPE 1 採択結果 <取組例>

医療・福祉・子育て

※分野・取組別の各集計値は暫定値であり、今後変更となる可能性がある

- 母子健康手帳アプリ、オンライン診療、健康管理アプリ等、デジタルを活用した、住民の子育てやヘルスケア、医療の向上に資するサービス提供の取組
- 全187事業、約18.5億円（国費）を採択

<主なモデル・サービス>

母子健康手帳アプリ

母子健康手帳をアプリ化し、母子保健等に必要な情報のプッシュ提供や、予防接種の予診票の電子化を実現

- ・計15事業、1.3億円
- ・15団体が導入

<主なKPI>

- ・子育て支援施策への満足度
- ・アプリの利用満足度 等



※岡山県勝央町の実施計画書から抜粋

オンライン診療

医療機器を搭載した移動車両による自宅でのオンライン診療など、デジタルを活用した医療サービスの提供

- ・計11事業、1.7億円
- ・11団体が導入

<主なKPI>

- ・オンライン診療満足度
- ・地域医療の満足度 等



※三重県いなべ市の実施計画書から抜粋

その他

健康管理アプリ、病院・保育所等業務のデジタル化、高齢者・障がい者、子ども等の見守り、介護認定審査等のデジタル化、等

医療・福祉・子育て

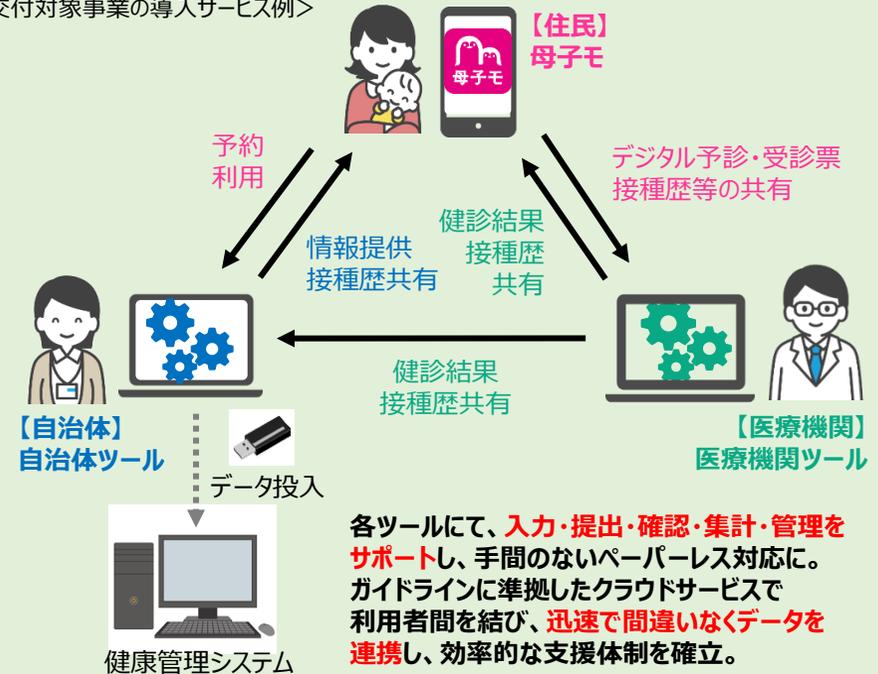
【採択額 約4,707万円（事業費）】

沖縄県 那覇市

「親子健康手帳アプリの活用による子育て支援事業」

親子健康手帳アプリの活用により、予防接種・乳幼児健診の予診・受診票を電子化し、保護者の任意の時間帯で簡単に、漏れなく入力できるようにすることで、若い子育て世代の生活環境に合わせた子育て支援を実現する。あわせて、接種可否判定の自動化や、医療機関等とのデータ連携の下、接種歴確認や集計作業等を効率化することで、入力・確認作業の手間を省略し、ヒューマンエラーの防止を図る。

<交付対象事業の導入サービス例>



主なKPI	設定値
母子手帳アプリの登録率	2025年度：80%（2023年度：60%）
デジタル予診票の利用率	2025年度：80%（2023年度：70%）

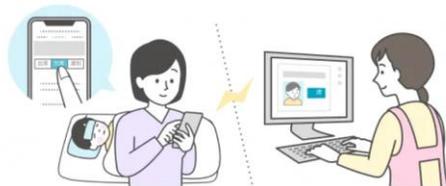
保育所等におけるICT化の推進について

保育所等におけるICT化の推進

- 保育所等における業務のICT化等を推進することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備。
- 登園管理システムや、ICTを活用した子ども見守りサービスなどの安全対策に資する機器等の導入を推進。

登園管理システムのイメージ

- 打刻と同時に登降園・入室時間がアプリに記録
- 出席簿が自動作成
- 園児の出欠確認漏れを防止



- アプリで欠席連絡
- 伝達漏れや電話対応が減少

子ども見守りサービスのイメージ



- 園児にタグ等を持たせ位置情報等を把握し見守り
- 園や保育士から離れた際に通知



令和4年度第2次補正予算

事業の概要等

(1) 登園管理システムの導入支援（保育所等におけるICT化推進等事業）

【事業内容】 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（①子どもの登降園管理、②保育に関する計画・記録、③保護者との連絡）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助

【実施主体】 市区町村【補助基準額】 ・ 1機能の場合：70万円 ・ 2機能の場合：90万円 ・ 3機能の場合：100万円

【補助割合】 ①は国：3/5、市区町村：1/5、事業者：1/5 ※令和5年度末までの時限的措置として、補助率を嵩上げ
②、③は国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(2) 子ども見守りサービスなどの導入支援（保育環境改善等事業（安全対策事業））

【事業内容】 ICTを活用した子ども見守りサービス（GPSやBluetoothを活用したシステムなど）などの安全対策に資する機器等を導入するための経費を補助

【実施主体】 保育所等を対象とする場合 > 市区町村が認めた者

認可外保育施設を対象とする場合 > 都道府県又は市区町村が認めた者

【補助基準額】 1施設当たり 200千円以内

【補助割合】 国：3/5、都道府県・市区町村：1/5、事業者：1/5 ※令和5年度末までの時限的措置

こどもデータ連携について

こどもデータ連携について

こどもデータ連携の概要

- こどもを取り巻く環境は、貧困・虐待などますます厳しさを増している一方、困難を抱えるこどもや家庭ほどSOSを発することが難しい状況がある。
- このため、地方公共団体において、こどもや家庭に関する教育・福祉・医療等のデータの連携を通じ、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期発見しプッシュ型・アウトリーチ型支援に繋げる取組(こどもデータ連携)を推進している。

令和4年度取組(デジタル庁・内閣府)

- デジタル庁は、「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」を実施し、虐待・いじめ・不登校・ヤングケアラー等のケースについて、地方公共団体内のデータ連携を中心に実証し、実証事業に取り組む上で必要な個人情報の整理に係る留意点(次頁参照)を含む、実証事業ガイドラインを策定。
- 内閣府は、「潜在的に支援が必要な子供や家庭を把握しアウトリーチ支援につなぐための連携体制等に関する調査研究」を実施。

令和5年度以降取組(こども家庭庁)

- デジタル庁・内閣府の成果を引き継ぎ、実証事業を進めながら、こどもデータ連携に取り組む自治体が参照できるガイドラインを策定していく予定。

実証事業団体及び先行する地方公共団体が継続して事業に取り組む場合に必要な個人情報の整理について (令和5年度全面施行の改正個人情報保護法への対応)

※こどもに関する情報・データ連携第5回副大臣PT 資料1一部抜粋

- 現在、**こどもデータ連携は**、地方公共団体が行政手続等で取得することとなる個人情報等を**個人情報保護条例に基づき取扱いを定めて取り組んでいる状況**。
- 個人情報保護法の改正により、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとなった。(令和5年4月1日以降)
- そのため、現在、こどもデータ連携に取り組んでいる地方公共団体は、**令和5年4月以降、個人情報保護条例ではなく、個人情報保護委員会の全国的な共通ルールの下、個人情報の取扱いを整理する必要があり、そのため「実証事業ガイドライン」**(こどもに関する各種データの連携に係るガイドライン策定検討委員会) **を改訂した**ところ。

<地方公共団体が対応・検討すべき主な事項(個人情報関係)>

- ①個人情報の利用目的の特定【法律事項】** (「5.4.3 利用目的の特定における整理事項」)
こどもデータ連携を行う場合に、扱う情報項目に応じて、取り扱う主体、取得方法、取扱い方法や目的、取り扱う必要性、安全管理措置の状況等について整理する必要がある。整理については、地方公共団体内において内部整理を行うことを想定。
- ②個人情報の目的外利用の整理【法律事項】** (「5.4.6 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供(相当な理由がある場合)」)
①で利用目的を特定したとしても、既に別の利用目的を特定して保有している個人情報は目的外利用の整理が必要になる。臨時的であること、事務に必要な限度であること、相当の理由があること、権利利益を不当に侵害することがないことを整理する必要がある。整理については、地方公共団体内において内部整理を行うことを想定。
- ③安全管理措置【法律事項】** (「7.5 安全管理措置」)
組織的安全管理措置(扱う担当課室の特定等)、人的安全管理措置(研修の実施等)、物理的安全管理措置(入退室記録や制限)、技術的安全管理措置(システムのアクセスコントロール等)を講じる必要がある。
- ④個人情報ファイル簿【法律事項】** (「5.5.2 個人情報の利用における手続上の留意点(2)個人情報ファイル簿の作成」)
利用目的に応じた個人情報の適正な管理と、住民等が自己の個人情報の利用実態を的確に認識することができるようにするため、①②を踏まえて、作成する必要がある。
- ⑤住民への周知** (「5.4.3 利用目的の特定における整理事項」等)
④と合わせて、住民等が自己の個人情報の利用目的について認識できるよう利用目的の公表(HP上の公表)や住民説明等を検討する必要がある。
- ⑥プライバシー保護等も含めたデータガバナンス体制の構築** (「4 データを取り扱う主体の整理・役割分担」「5.7 プライバシーの保護」)
プライバシー影響評価(PIA)や、プライバシー保護責任者を設置すること等によるデータガバナンス体制の構築を検討する必要がある。

※()内は「実証事業ガイドライン」の該当箇所